

○ 法 務 省
厚生労働省 令第二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九
条第六号及び第九号（これらの規定を同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき
、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次の
ように定める。

令和二年三月二十三日

法務大臣 三好 雅子

厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年
法 務 省
厚生労働省 令

第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)</p> <p>第十二条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>「二〇十二 略」</p> <p>十二の二 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、過去一年以内に、申請者又は監理団体の責めに帰すべき事由により技能実習生の行</p>	<p>(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)</p> <p>第十二条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>「二〇十二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

方不明者を発生させていないこと。

〔十三・十四 略〕

2
〔略〕

（技能実習生の待遇の基準）

第十四条 法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

〔一〜四 略〕

四の二 技能実習生に対する報酬を、当該技能実

習生の指定する銀行その他の金融機関に対する

当該技能実習生の預金口座若しくは貯金口座へ

の振込み又は当該技能実習生に現実に支払われ

た額を確認することができる方法によって支払

〔十三・十四 同上〕

2
〔同上〕

（技能実習生の待遇の基準）

第十四条 法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

〔一〜四 同上〕

〔号を加える。〕

われることとしていること。

五 「略」

五 「同上」

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項及び第十一条第一項の認定の申請に係る同法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、なお従前の例による。